



気候変動と資産運用会社の役割

資産運用会社は、莫大な金融資本を運用しています。この資本をどのように運用するかは、気候変動への取り組みにおいて重要な役割を果たします。

資産運用会社が、資本をどこにそしてどのように分配するかという点による影響力は、投資のバリューチェーンを通してより大きな説明責任をもたらす可能性があります。資産運用会社の動きは、企業や国を問わず、どの発行体がどの水準のコストで資本へアクセスできるかに影響をもたらしています。

下の二つの理由から、債券市場は重要かつ独自の役割を担っていると考えています。

1. 資産規模は、約34.8兆米ドルである株式ユニバースに対し、債券ユニバースは約128.3兆米ドルと、株式ユニバースを大きく上回っています。
2. 低炭素への移行に必要な資金額は債券市場のみで調達できると考えています。

資産運用会社が政府や政策当局者に望むこと

これまでどのような政策が必要かという議論はされてきましたが、今が行動を起こす時であると考えています。気候変動の脅威に対峙できる協調的な行動が必要とされています。足元で前向きな進展とモメンタムが見られるものの、グローバルで見ると求められているスピードと規模には達していません。

2021年9月



ミーリン・ゴー
ESG投資ヘッド
ポートフォリオ・マネジャー

ブルーベイが考える政府が求められていること；

・低炭素化に向けた計画を加速する

これは二酸化炭素の排出量を削減する計画を強化し、2050年またはそれ以前にネットゼロを目指す積極的な目標を採用することを意味しています。金融業界は、政策の方向性を確実に把握し、それに基づいて計画や投資を行う必要があります。

・投資コミュニティと協働して、気候変動の革新的な金融ソリューションを発展させる

パブリック・ファイナンスのみで、求められる移行に必要な資金を賄えないと見ています。特にインパクトを軽減し耐性を強めるサポートが必要な、最も脆弱なエマージング市場への直接的な資金提供が必要でしょう。

・低炭素化への移行は「公正」であるか

これは市民社会、または民間企業などのステークホルダーの取り組みを促す政策や規制が、「公正」な移行のためにあるかを意味しています。政府は低炭素化への移行によって困窮する人が出ないように、最低限のセーフティネットを確立し、社会的適用力を構築する責任があるでしょう。

気候変動への挑戦と解決が必要とされる優先事項

大規模な移行プロジェクトの下で、課題は確実に多くあるでしょう。ここでは、ブルーベイが予想する主な事項を挙げていきます。

・ひっ迫感や意欲の欠如

二酸化炭素排出量はこれまで以上に増加しており、多くの変化がすでに取返しがつかないものである可能性があります。それでも悪化するシナリオを回避できるかもしれませんが、それには迅速な行動が必要です。新型コロナウイルスによって、存亡の危機に直面した時に、政策は一夜にして実行されることが明らかになりました。気候変動問題に対しても同様の注力と意欲が適用される必要があると考えています。

・パートナーシップや協働の欠如

単体の行動では気候変動を止めるのが不可能であることから、集団での行動が必要となります。この意味で、「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」はここ6年間で最も重要な会議であり、各政府が意欲的で拘束力のあるコミットメントを示しながら、グローバルでの協働を実現するための最良の機会であると考えています。

・ネガティブな発信

気候変動のリスクを強調することは重要ですが、#BuildBackBetter（よりよい復興）を社会に示すために出来ることはもっとあると思います。気候変動は、人類にとってダイヤルをリセットするチャンスであり、希望のメッセージを伝えることは強いモチベーションにつながると考えます。

・否定的な意見は消えない

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の直近の報告書では、地球温暖化において人間が担う役割は「明確」として示されていますが、これに異議を唱える人もいます。このことが認識されない限り、必要とされる規模とペースで意味のある行動を起こす時に、慣性が障害となると考えられます。

ブルーベイ・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1029号
 一般社団法人 日本投資顧問業協会会員、一般社団法人 投資信託協会会員、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会会員

■手数料等

当社の提供する投資一任業に関してご負担いただく主な手数料や費用等は以下ようになります。手数料・費用等はお客様の特性、委託された運用金額や運用戦略、運用状況、あるいは当社に係る業務負担等により、下記料率を上回る、又は下回る場合があります。最終的な料率・計算方法等は、お客様との個別協議により別途定めることとなります。

ロング・オンリー戦略					オルクナティブ戦略		
(年率、税抜き)					(年率、税抜き)		
投資対象	投資適格債	EM-ジャンク債	レバレッジド・ファイナンス	転換社債	運用戦略	トータル・リターン	絶対リターン
運用管理報酬 (上限)	0.40%	0.70%	0.70%	0.65%	運用管理報酬 (料率範囲)	0.50% - 1.10%	0.90% - 1.35%
					成功報酬 (料率範囲)	0.00% - 20.0%	0.00% - 20.0%

なお、当社との投資一任契約は、原則、運用戦略に応じた外国籍投資信託を投資対象とします。上記手数料には、お客様から直接当社にお支払いいただく投資顧問報酬、外国籍投資信託に対して投資した資産から控除される運用報酬が含まれます。

この他、管理報酬その他信託事務に関する費用等が投資先外国籍投資信託において発生しますが、お客様に委託された運用金額や運用戦略ごとに、あるいは運用状況等により変動いたしますので、その料率ならびに上限を表示することができません。手数料や費用等について詳しくは、弊社担当者にお問い合わせをいただくか、契約締結前交付書面又は目論見書等の内容を十分にご確認ください。

■投資一任契約に関するリスク

投資一任契約に基づく契約資産の運用は、原則、戦略に応じた外国籍投資信託を通じて、実質的に海外の公社債、株式等の有価証券や通貨などの価格変動性のある資産に投資を行います。これら有価証券等には主に以下のリスクがあり、株式相場、金利、為替等の変動による価格変動、及び有価証券の発行会社の財務状況の悪化等による価格の下落により、外国籍投資信託等の基準価額が下落し、損失を被ることがあります。従って契約資産は保証されるものではなく、お客様の投資された元本を割り込むことがあります。また、デリバティブ取引等が用いられる場合においては、上記の価格変動等により、元本超過損が生じる可能性があります。運用による損益は全てお客様に帰属いたします。

価格変動リスク：有価証券の価格変動に伴って損失が発生するリスク

為替変動リスク：外国為替相場の変動に伴って損失が発生するリスク

信用リスク：発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化等により損失が発生するリスク

流動性リスク：市場の混乱等により取引ができず、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失が発生するリスク

カントリーリスク：投資対象国／地域の政治・経済、投資規制、通貨規制等の変化により損失が発生するリスク

なお、契約資産が持つリスクは上記に限定されるものではありませんのでご注意ください。リスクに関する詳細につきましては契約締結前交付書面又は目論見書等の内容を十分にご確認ください。

本資料は受領者への情報提供のみを目的としており、特定の運用商品やサービスの提供、勧誘、推奨を目的としたものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

本資料は、信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、当社がその正確性、完全性、妥当性を保証するものではありません。記載された内容は、別途記載のない限り資料作成時点のものであり、今後予告なく変更される可能性があります。過去の実績及びシミュレーション結果は、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。なお、当社の書面による事前の許可なく、本資料およびその一部を複製・転用・ならびに配布することはご遠慮下さい。当社と金融商品取引契約の締結に至る場合には、別途契約締結前交付書面等をお渡しますので、当該書面等の内容を十分にお読みいただき、必要に応じて専門家にご相談の上、お客様ご自身のご判断でなさるようお願いいたします。